

中国の家きん農場における高病原性 鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）の発生について

2月1日、中国湖南省のブロイラー約1万8千羽を飼養する養鶏農家で、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。本事例は、中国の家きん農場における今シーズン初めての発生となります。

野鳥においては、中国で高病原性鳥インフルエンザウイルスが、韓国で低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されており、農場への本病の侵入リスクが高まっています。

家きん飼養者の皆様には、感染防止のため、農場での消毒、野鳥侵入防止対策等、飼養衛生管理基準の再確認と徹底をお願いします。

- 防鳥ネットの破れや鶏舎の破損等は直ぐに補修し、野鳥等の野生動物の侵入防止対策を徹底してください。
- 衛生管理区域出入口での消毒を徹底してください。

☆家畜に異常が認められた場合は、直ぐに、かかりつけの獣医師又は管轄の家畜保健衛生所へ連絡してください。

県央家畜保健衛生所 宇都宮市平出工業団地 6-8

TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279 (夜間・休日) 携帯:090-7205-0895

県南家畜保健衛生所 栃木市惣社町 1439-20

TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144 (夜間・休日) 携帯:090-7205-1402

県北家畜保健衛生所 那須塩原市緑 2-12-14

TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 (夜間・休日) 携帯:090-7205-1826